

令和4年度インフルエンザ予防接種補助金制度実施要領

補助金対象となる予防接種期間	令和4年10月1日から令和5年1月31日まで
補助の対象者	接種の日に、当健康保険組合の被保険者および被扶養者の資格があり、国内の医療機関等で接種を受けた方。
補助金限度額	一人あたり2,000円（消費税込み） ※ 支払った額が補助金限度額に満たない場合は支払った額。
申請方法	<p>被保険者は事業主に受領委任し、事業主により被保険者および被扶養者分をとりまとめ、インフルエンザ予防接種補助金申請書（別紙①）に連名簿（別紙②）と領収書（コピー可）を添付し、請求してください。</p> <p>〔当健康保険組合への補助金申請は、事業主による請求とさせていただきます。取りまとめ等、お手数をおかけしますがよろしくお願いいたします。なお、受領委任状等の添付は必要ありません。〕</p> <p>※ 領収書には、接種を受けた方の氏名、日付、実施した医療機関名、接種に要した費用、内訳に「インフルエンザ予防接種代等」と記載してあること、以上の全てが確認できることが必要です。</p> <p>※ エクセル版申請書様式を当健康保険組合ホームページ（お知らせ）に掲載していますのでご活用ください。</p> <p>※ 事業所として本予防接種を実施している場合は、上記の内容が確認できるものを添付してください。</p>
申請期限	令和5年2月28日（火）
補助金支払日	令和5年3月を予定しています。
その他	<p>※ 医師の判断等で2回以上接種した場合であっても、補助の対象となります。</p> <p>※ 他の制度（市区町村等）から補助を受けることができる場合は、その制度が優先となります。なお、自己負担がある場合は補助の対象となります。</p>

インフルエンザワクチンは接種してから実際に効果を発揮するまで約2週間かかるとされています。また、流行期間が例年12月下旬～3月上旬のため12月上旬までに接種を終えておくことより効果的といわれています。

早期の利用をお勧めいたします。